

東京外かく環状道路(関越～東名)
区分地上権部における土地収用法第35条に基づく
立入調査の実施について

東京外かく環状道路は、首都圏の渋滞緩和等を実現する上で重要な道路であり、関越道から東名高速までの約16kmについては現在、国土交通省、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)が、地元のご理解、ご協力を得ながら鋭意事業を推進しています。

平成22年度から用地取得に着手し、土地所有者を始めとする多くの皆さまのご協力をいただきながら、用地買収及び区分地上権の取得を進めており、本年7月末時点で用地取得率は約78%(面積ベース)となっています。

事業者として事業を推進するため、今後も引き続き任意交渉による用地取得に全力を尽くして参りますが、今般、浅深度部の地下使用の権原を取得させていただく箇所(区分地上権の設定が必要な箇所)について、土地収用法の裁決申請に必要な書類(土地調書及び物件調書)を作成するため、土地収用法第35条に基づく立入調査を順次実施していくこととしました。

なお、既に一部の関係者に対して通知をしましたので、併せてお知らせします。

1. 立入調査予定

平成28年8月下旬以降 順次

2. 立入調査対象予定地

東京都練馬区、三鷹市、調布市及び世田谷区内の事業地(地下使用の権原を取得させていただく箇所)

1. 東京外環(関越～東名) 用地取得の態様

東京外環(関越～東名)の構造は、イメージ図のとおり、主にインターチェンジ・ジャンクション部、地上部開削ボックス及びトンネル部に区分され、トンネル部はさらに浅深度部と大深度部に区分されます。

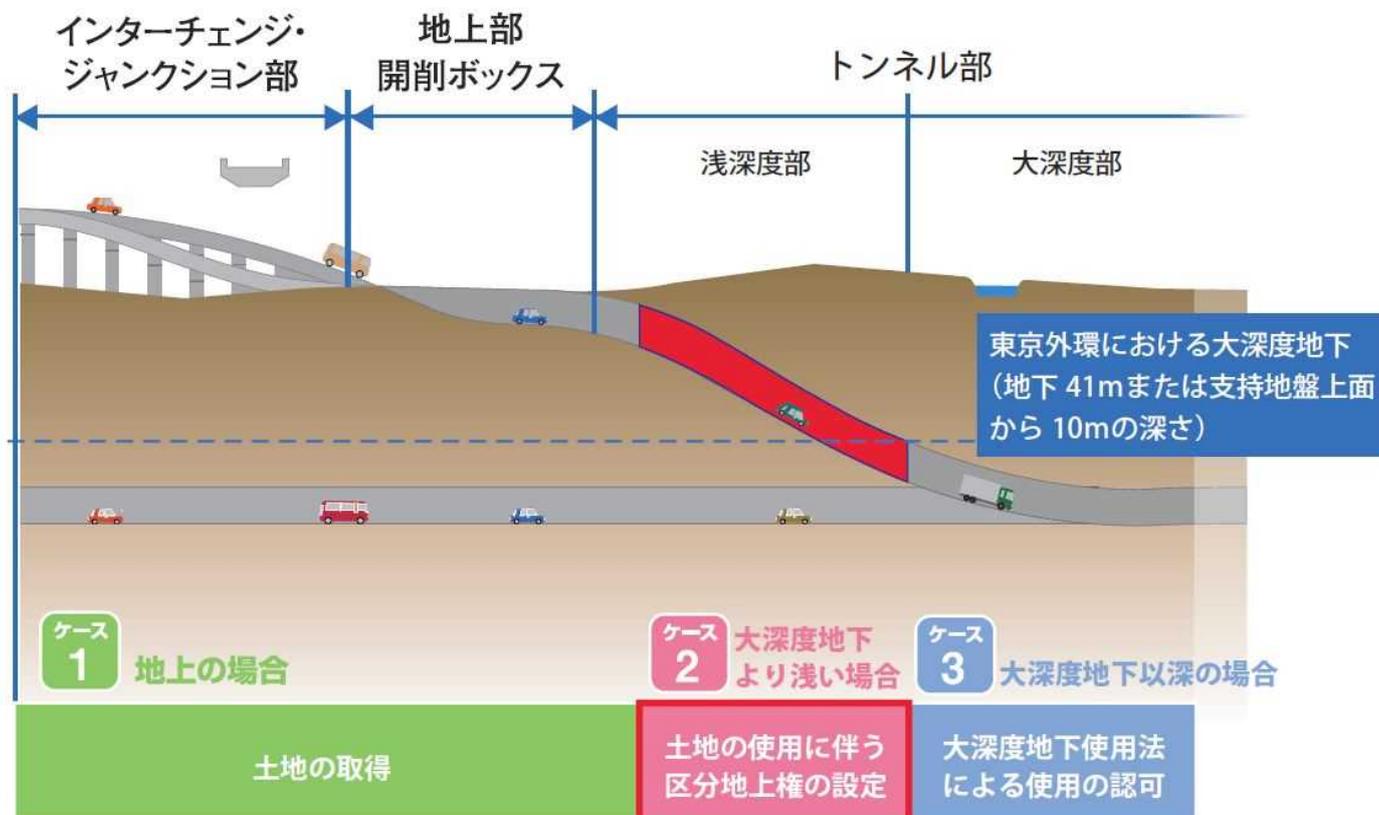
そのうち浅深度部の大部分は、区分地上権の設定をお願いし、地下使用の権原を取得させていただく箇所となります。

浅深度部:トンネルの一部もしくは全ての構造が、大深度地下より浅い箇所
(主としてイメージ図ケース2)

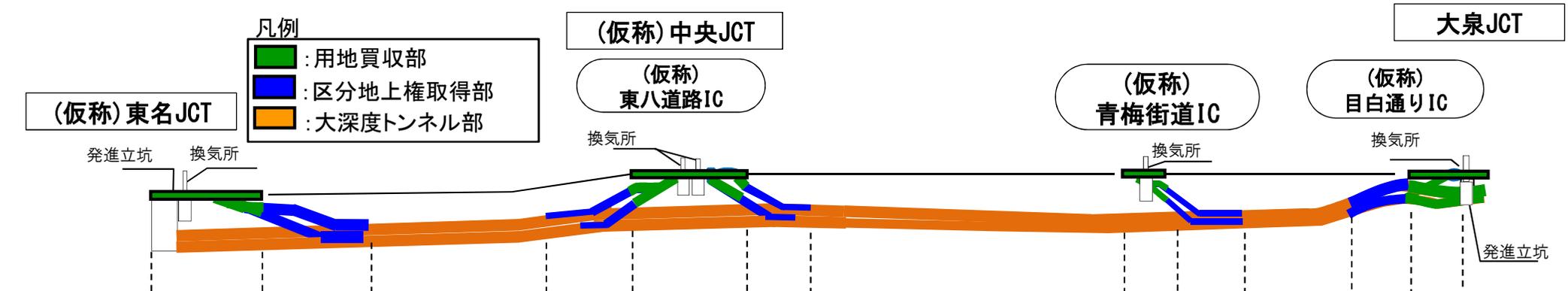
大深度部:トンネルの全ての構造が、大深度地下以深になる箇所
(イメージ図ケース3)

なお、東京外環(関越～東名)における大深度地下の深度は、地下41mまたは支持地盤上面から10mの深さのどちらか深い方とされているため、場所によって異なります。

<東京外環(関越～東名)の構造・用地取得の態様(イメージ図)>



2. 用地取得の状況(平成28年7月末時点)



用地取得の態様	東名JCT		-	中央JCT		-	青梅街道IC		-	大泉JCT	
	買収	区分地上権		区分地上権	買収		区分地上権	買収		区分地上権	

面積ベース

	東名JCT		中央JCT		青梅街道IC		大泉JCT	合計
買収	95%	-	96%	-	19%	-	98%	89%
区分地上権	69%	-	48%	-	2%	-	84%	52%
合計	85%	-	84%	-	11%	-	94%	78%

件数ベース

	東名JCT		中央JCT		青梅街道IC		大泉JCT	合計
買収	93%	-	97%	-	22%	-	94%	87%
区分地上権	47%	-	41%	-	1%	-	89%	41%
合計	70%	-	73%	-	8%	-	92%	66%

※用地取得は、国、東京都、NEXCO東日本、NEXCO中日本が分担して実施
 ※用地買収部については平成26年度より土地収用法に基づく収用手続きを活用中
 (事業者からの裁決申請・明渡裁決申立後は東京都収用委員会において手続きを実施)

※「買収」部は調査着手済み、「区分地上権」部
 に今回新たに調査に着手

- 全体の用地進捗率は、78%(H28.7末時点、面積ベース)
- 東京都などより、東京オリンピック・パラリンピックまでの開通を強く要望されているところであり、東京オリンピック・パラリンピック開催までの開通のためには、
 - ・大泉JCT部の買収部は、平成28年度半ばの用地取得及び埋蔵文化財調査の完了
 - ・東名JCT部の買収部は、平成29年度半ばの用地取得及び埋蔵文化財調査の完了
 - ・大泉JCT部及び東名JCT部の区分地上権部は平成29年度半ばの用地取得の完了が必要

3. これまでの用地交渉及び土地収用の適用の経緯

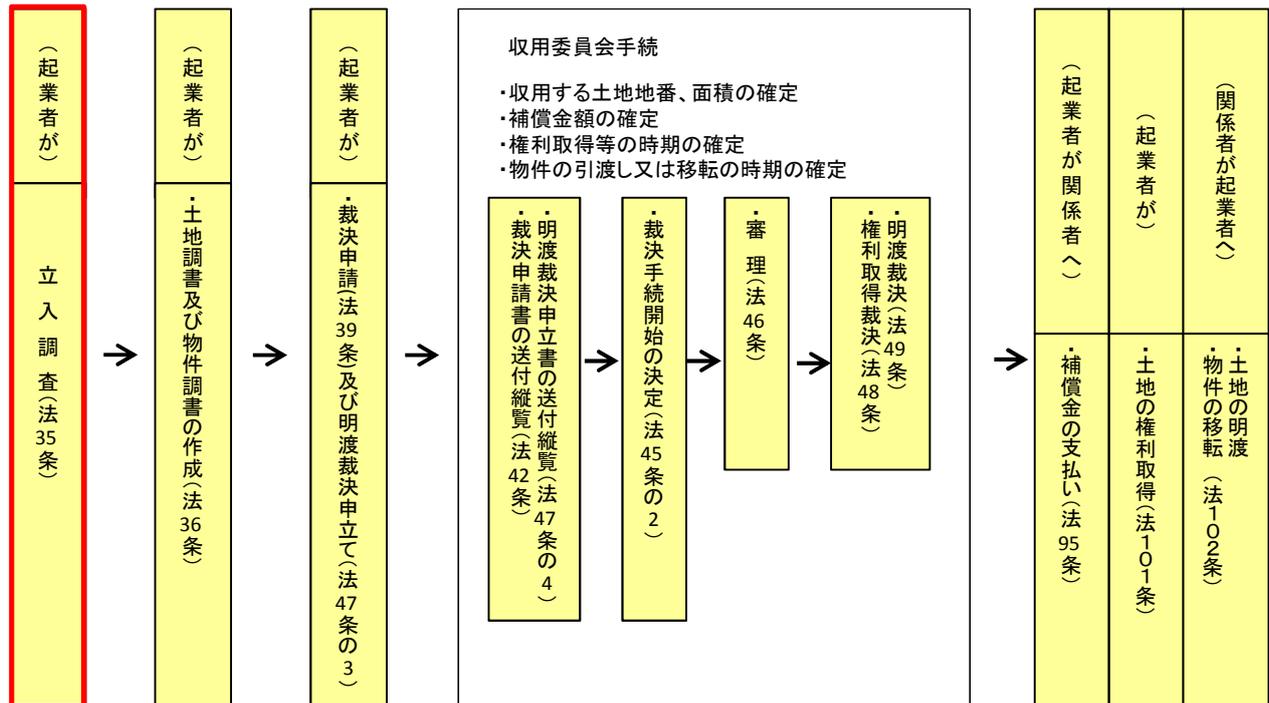
国土交通省、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、地元の皆様を含めた多くの方々からその開通について大きな期待が寄せられている東京外環(関越～東名)について、事業を鋭意進めているところです。

東京外環(関越～東名)の事業促進を図るべく、平成22年から用地取得を進めており、任意の用地交渉により事業用地の取得に努めるとともに、事業の計画的な執行を図るため、用地取得箇所については、平成26年から土地収用法に基づく手続についても並行して進めてきたところです。

今般、地下使用の権原を取得させていただく箇所について、平成29年度半ばの用地取得が必要な大泉地区・東名地区より順次、土地収用法に基づく手続を実施していくこととしました。

4. 土地収用法の手続きの主な流れ

今回



上記の手続きと並行して、関係者の方との任意取得に向けた協議

※本事業は、都市計画事業の承認・認可を受けているため、土地収用法の事業認定は不要です。(都市計画法第70条第1項)

5. これまでの経緯等

関越道から東名高速までの約16キロメートルについては、計画の構想段階から幅広く意見を聴き、計画作りに反映するPI(パブリック・インボルブメント)方式で検討を進めてきております。

時期	名称等	開催回数
H13.4～	地元団体との話し合い	45回
H13.5～	意見を聴く会 等	186回
H14.6～	PI外環沿線協議会/PI外環沿線会議等	117回
H15.6～	オープンハウス	206回
H20.1～	地域課題検討会	26回
H22.7～	道路区域の決定/用地に関する説明会 等	42回
計		622回

平成21年の事業化以降、用地取得のための説明会や設計を説明する説明会等の開催を通じ、地元の皆様からご理解・ご協力をいただく取組を進めて参りました。

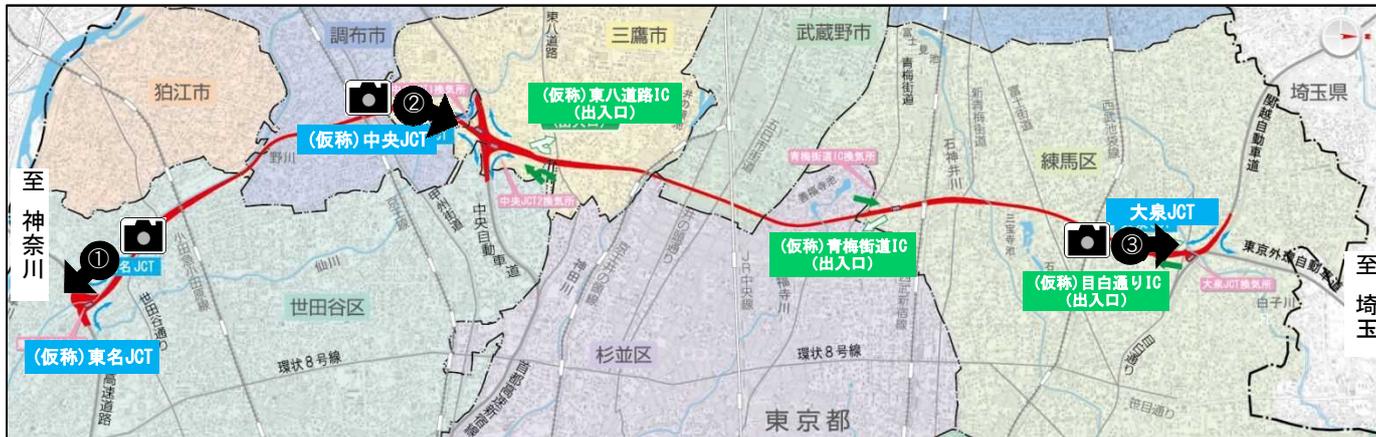
平成26年3月には、大深度地下の使用認可や都市計画事業として施行するための承認及び認可告示がされ、事業を進めているところです。

同承認及び認可については、地中拡幅部の都市計画変更(平成27年3月)に伴い、平成27年6月に変更の承認及び認可がなされております。

時期	主な経緯
H21. 5	整備計画決定 事業化
H21.12	「事業の概要及び測量等の実施に関する説明会」を開催
H22. 8	道路区域決定(東名・中央・大泉JCT地上部)
H23.1	「基本設計及び用地に関する説明会」を開催
H25. 9	「大深度地下使用認可申請に向けた東京外かく環状道路(関越～東名)の説明会」を開催 道路区域決定(青梅街道IC地上部、地下トンネル部)
H26. 3	大深度地下使用の認可 都市計画事業承認及び認可
H26.7	地中拡幅部の都市計画変更素案に関する説明会を開催
H27.3	都市計画変更決定(地中拡幅部) 道路区域変更決定(地中拡幅部)
H27.6	都市計画事業承認及び認可

6. 現在の工事の状況

凡例	
	計画路線
	一般道からの入口
	一般道への出口
	外環と他の高速道路の連絡方向
	計画交通量



①(仮称)東名JCT



- ・本線トンネル掘削のための施工基地の整備等を実施中

②(仮称)中央JCT



- ・ランプトンネルの発進立坑及びランプ部の工事等を実施中

③大泉JCT



- ・本線トンネルの発進立坑及びランプ部橋梁工事等を実施中

【平成28年7月 撮影】

7. 首都圏三環状道路の概要

- 東京外かく環状道路を含む首都圏三環状道路は、都心部の慢性的な交通渋滞の緩和及び、環境改善への寄与等を図り、さらに、我が国の経済活動の中核に当たる首都圏の経済活動とくらしを支える社会資本として、重要な役割を果たす道路です。
- 近年の開通により、首都圏全体の生産性を高める重要なネットワークとしてストック効果を発揮しております。
(圏央道は約8割が開通済み。外環道は約4割が開通済み。中央環状線は全線開通済み。)

○首都圏中央連絡自動車道(圏央道)

- ◆都心から半径約40～60km
延長約300km

○東京外かく環状道路(外環道)

- ◆都心から約15km、延長約85km

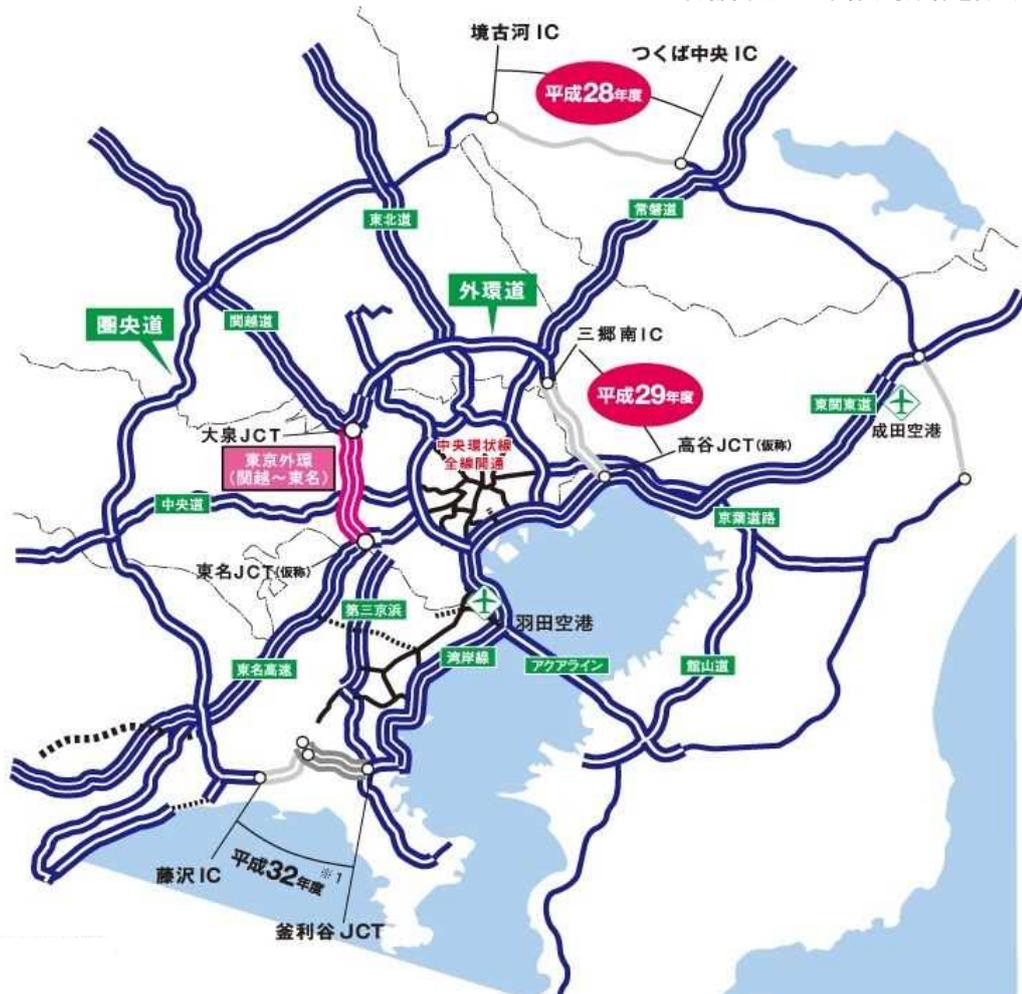
○首都高速中央環状線(中央環状線)

- ◆都心から約8km、延長約47km

平成28年7月時点

凡 例			
	開通済区間		2車線
	事業中		4車線
			※ 4車線
			6車線

※ 首都高速は4車線(湾岸線を除く)

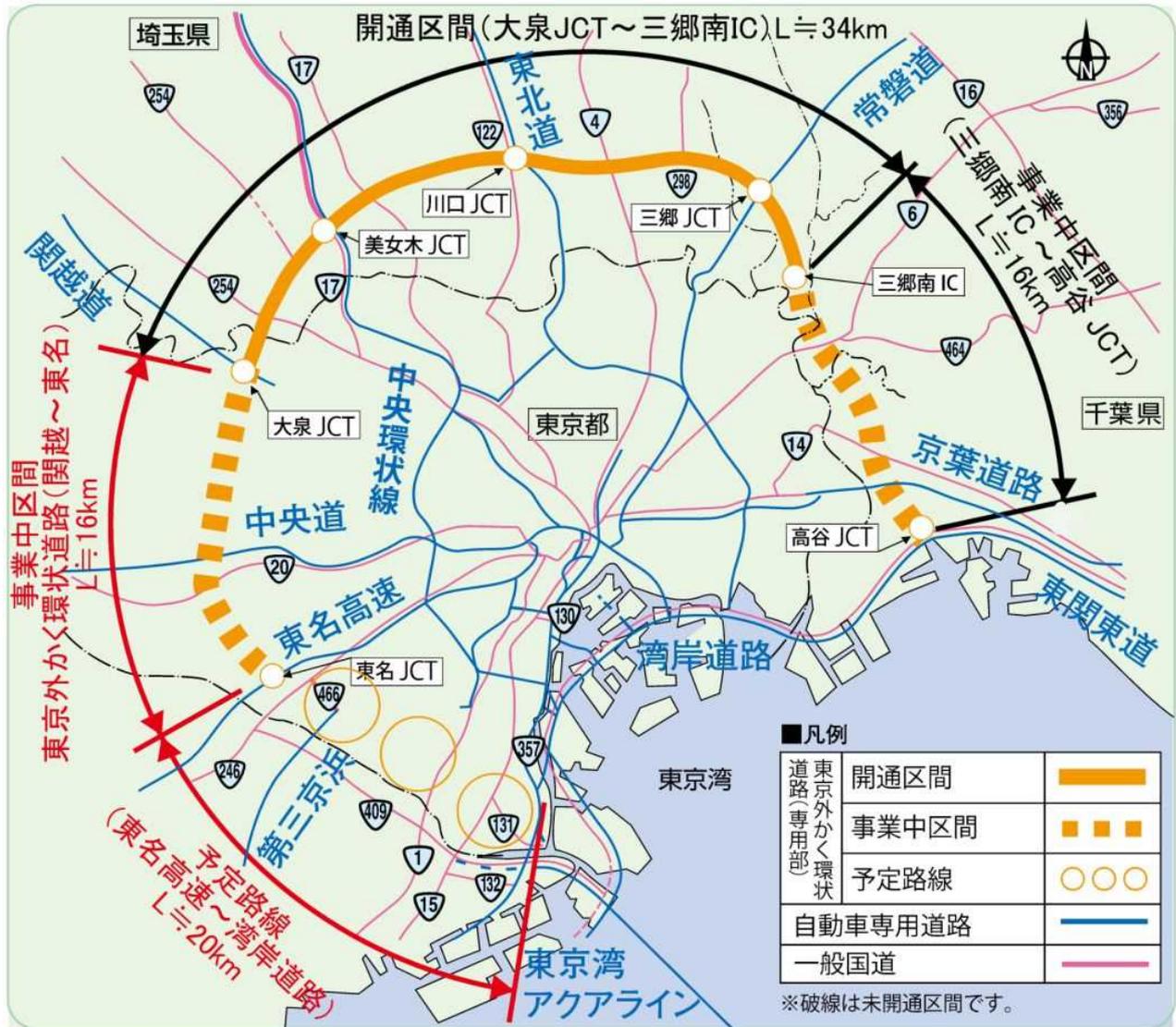


注1: ※1区間の開通時期については土地収用法に基づく手続きによる用地取得等が速やかに完了する場合
注2: 久喜白岡JCT～木更津東IC間は、暫定2車線

8. 東京外環(関越～東名)の概要

東京外かく環状道路は、都心から約15キロメートルの圏域を環状に連絡する延長約85キロメートルの道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路です。

国土交通省、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は地元の皆様を含めた多くの方々から、その開通について大きな期待が寄せられている東京外環(関越～東名)について、事業を鋭意進めているところです。



[JCT・ICは仮称・開通区間は除く]